役員退職慰労金支給規程

一般社団法人 電子情報技術産業協会

役員退職慰労金支給規程

一般社団法人 電子情報技術産業協会

(目 的)

第1条 この規程は、常勤役員の退職慰労金に関し、必要な事項を定める。

(退職慰労金の額)

第2条 退職慰労金の額は、退職時の本給月額に0.25を乗じた額に在職期間(月数) を乗じた額とする。

なお、退職者の業績により、算定額の10%を限度として加算又は減算することができるものとする。

(在職年数の計算)

第3条 前項の計算における1ヶ月未満は、1ヶ月とする。

(退職慰労金の支給)

第4条 退職慰労金は、法令等に基づいて控除すべき金額を控除した残額を本人に支給 する。

(役員死亡の場合の支給)

第5条 役員が死亡した場合の退職慰労金は、労働基準法施行規則第42条ないし第4 5条に定める順位により遺族に支給する。

(端数の計算)

第6条 退職慰労金の額の計算において、算出額の1万円未満の端数は、四捨五入とする。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日より実施する。なお、旧社団法人電子情報技術産業協会の役員退職慰労金支給規程は、廃止する。